

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 元 年 7 月 定 例 会 会 議 録						
1 日 時	令和元年7月25日（木） 午後2時から3時10分まで					
2 場 所	北本市役所 会議室3－F					
3 教 育 長 の 氏 名	清水 隆					
4 出席した委員の氏 名	一	教育長職務代理者 大保木道子	二	委 員 金井 裕	三	委 員 安田美詠子
	四	委 員 鈴木義信	五	委 員 久保田篤正		
5 欠席した委員の氏名	なし					
6 説明のため出席した職員	原口教育部長、磯野参与兼文化財保護課長、櫻井教育総務課長、坂口学校教育課長、内田学校教育課副課長、平井生涯学習課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	清水教育長： 令和元年北本市教育委員会7月定例会を開会する。					
2 会議録の承認について	清水教育長： 令和元年北本市教育委員会6月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 清水教育長： 会議録は、承認する。					
3 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、3番の安田委員にお願いする。					
4 非公開案件の発議	清水教育長： 本日の案件は、報告事項が2件、議案が4件である。なお、本日の教委報告第32号については人事に関する案件、教委議案第44号については議会に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいとお諮りする。 — 全員、異議なしの声 — 清水教育長： この案件に関しては非公開で審議することに決する。					
5 報告事項	清水教育長： 報告事項の議事に入る。原口教育部長より、報告事項についてお願いする。 原口教育部長： 本日の報告事項は、教委報告第31号から第32号までの2件である。教委報告第31号「教育長の決裁処分」から、担当					

(1) 教委報告第31号「教育長の決裁処分」	課より報告する。 清水教育長： まず、教委報告第31号の1番「令和元年度北本ふれあい家族の日作品展ならびに税の絵はがきコンクール」について、学校教育課より、説明をお願いする。 内田学校教育課副課長： （教委報告第31号の1番の説明） 清水教育長： 教委報告第31号の1番について、質疑はあるか。 大保木委員： 事業内容に関し、特に問題ないものと思われる。確認の質疑となるが、10月第1土曜日を「北本ふれあい家族の日」とすることについて、誰が定めたものか確認する。 内田学校教育課副課長： 申請団体となる上尾法人会北本支部が定めるものである。 坂口学校教育課長： 10年位前に、当該曜日を「北本ふれあい家族の日」として定め、スタートした事業となる。 原口教育部長： 当時の学校教育課長が、北本の家族のイベントを何か企画するものとして、関係者と話し合い、当該事業がスタートしたものと記憶する。 大保木委員： あくまでも申請団体が当該事業を実施するものであり、市独自で何か行う訳ではないと理解してよいか。 坂口学校教育課長： そのとおりである。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第31号の1番については、了承とする。 清水教育長： 続いて、教委報告第31号の2番「第15回光彩写真展」、3番「令和2年度 第68回関東高等学校軟式野球大会」、4番「第42回埼玉県スポーツ少年団ソフトボール中央大会（女子の部）」、5番「令和元年度武蔵丘短期大学公開講座」、について、生涯学習課より、説明をお願いする。 平井生涯学習課長： （教委報告第31号の2番から5番までの説明） 清水教育長： 教委報告第31号の2番から5番までについて、質疑はあるか。
-------------------------------	--

	鈴木委員： 2番の「第15回光彩写真展」について、申請書に記載する愛好者250名の全ての方が、出展の対象となるものか。 平井生涯学習課長： 展示に際し、選考等はあるものの、全ての方を対象とするものである。 鈴木委員： 昨年資料に記載する作品目録は、その代表的な作品を掲載するものか。 平井生涯学習課長： そのとおりである。今年の出展の予定数に関しては、申請団体で選考中となることから、未だわからない状況となる。 金井委員： 会場となる文化センター2階「展示ホール」の使用料について伺う。 平井生涯学習課長： 使用料は無料となり、先着順で利用するものとなる。 大保木委員： 3番の「令和2年度 第68回関東高等学校軟式野球大会」について、当該事業は球場を設置する市町村に対し、回り持ちでの協力を求めるものか。 原口教育部長： 1都7県の中での回り持ちとなるものである。 久保田委員： 他市と比べ、本市の球場利用が少なく、宿泊地も他市となることが少し残念であるが、できるだけ多くの方に来場いただくよう、呼びかけをお願いします。 安田委員： かなり先の実施日となるが、この時期の申請となることについて、手続上の問題はないものか。 平井生涯学習課長： 問題ないものである。事業内容・規模によって、募集要項等を早く確定させる必要があることから、後援申請を早めに行うものとなる。 安田委員： 資料にある軟式部加盟校の一覧では、「ろう学校」の加盟が確認されるが、実際に試合は行えるものか確認する。 原口教育部長： 実際に出場し、試合を行っている。 大保木委員： 「ヒートベアーズ北本スタジアム」の命名時期について確認する。 平井生涯学習課長： 昨年の9月に「武蔵ヒートベアーズ」とネーミングライツ契
--	---

	約を締結し、北本総合公園野球場の愛称として、この名前が使われるようになったものである。 大保木委員： 5番の「令和元年度武蔵丘短期大学公開講座」について、感想意見となるが、良い講師を選定いただいていると思う。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第31号の2番から5番については、了承とする。
6 議案審議	清水教育長： 議案審議に入る。 原口教育部長より、願います。 原口教育部長： 教委議案第41号から第44号までの4件について、願います。
(2) 教委議案第41号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」	清水教育長： それでは、教委議案第41号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」、教育総務課より、説明をお願いします。 櫻井教育総務課長： (教委議案第41号の説明) 清水教育長： 教委議案第41号について、質疑はあるか。 金井委員： 報告書P70の「教育委員会の活動状況」の中に掲載する会議開催状況の一覧について、暦年管理としない理由を伺う。 櫻井教育総務課長： 前年度事業を点検・評価する報告書となることから、会議開催状況に関しても、年度管理で掲載するものである。 金井委員： 以前にも意見させていただいたが、家庭教育の支援・充実に関し、昨年度の状況を踏まえた上で、PTA連合会への助言と連携、あるいは市民に対する一層の周知を図るなど、今年度の重点項目として取り組むよう、あらためて願います。 清水教育長： 了解した。報告書P45の基本目標Ⅳ施策1の2つの事業に対する意見・要望として踏まえ、担当課においても、重点的に取り組むようお願いする。 大保木委員： 報告書P59とP60の中で「c」評価となる3つの事業の各課題に対し、次年度以降に優先的に進めていく旨を記載しているが、その評価理由と今後の方向性について確認する。

(3) 教委議案第42号「令和2年度使用小学校用教科用図書採択について」	磯野参与兼文化財保護課長： 現在、民具等の文化財の収蔵が分散し、保存管理の上で課題となるが、なかなか変えられない状況である。 今後は、市で本年度に策定予定とする「公共施設等再配置計画」の内容に基づき、整備等の優先性を整理していくものとなるが、昨年度は、その具体的な取組がなかったことから、「c」評価としたものである。 大保木委員： 「b」評価に向けた今後の取組の方向性について確認する。 磯野参与兼文化財保護課長： 担当課としては、1カ所にまとめて管理する方向性とするものの、その保存場所が確定しない状況である。 大保木委員： 財政事情等の影響によるものか。 原口教育部長： もともとは、(旧) 学校給食センターの跡地利用による収蔵を予定し、設計まで進んだものの、予想以上に改修工事費が必要となることから、予算措置・計画が凍結したものとなる。 磯野参与兼文化財保護課長： 郷土資料室の老朽化・狭隘化の問題も残ることから、この部分にかかる取組も「c」評価とした。こちらも、今後は「b」評価となるよう、「公共施設等再配置計画」などに基づきながら、計画的に対応していく。 安田委員： 報告書P54のデージー図書の貸出に関する取組の一つとして、「朗読者養成講座」を実施していく旨記載しているが、その実施状況と今後の予定について伺う。 平井生涯学習課長： 一昨年度は「初級」、昨年度は「中級」、本年度は「上級」を実施するものとなり、昨年度における修了者は10人となる。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第41号については、可決する。 清水教育長： 続いて、教委議案第42号「令和2年度使用小学校用教科用図書採択について」、学校教育課より、説明をお願いします。 坂口学校教育課長： (教委議案第42号の説明) 清水教育長： 教委議案第42号について、質疑はあるか。 大保木委員： 採択地区協議会委員としての感想を伝える。
---	---

	協議会では、各市町で考え抜かれて提出された採択案に対し、さらなる議論を交わしながら、選定作業を行った。 その結果、本市の意向と異なる教科も一部あるが、納得いく選定結果となるものである。 清水教育長： 同じく採択地区協議会委員としての感想を伝える。 各教科に対する本市の意向を十分伝え、その中には、教科の関連性を重視する本市の意向について、汲み取っていただいた教科もある。 3市1町の意見が合う部分を見つけ出し、折り合いをつけながら選定の上、お示しの結果となるものである。 大保木委員： 補足説明として、小学校の「英語」に関しては、中学校と同じ発行者のものを使用することで、指導・学びの繋がりが期待できること、また、モジュール授業にも対応できるものとして意見し、最終的には、当該発行者を選定したものとなる。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第42号については、可決する。
(4) 教委議案第43号「令和2年度使用中学校用教科用図書採択について」	清水教育長： 続いて、教委議案第43号「令和2年度使用中学校用教科用図書採択について」、学校教育課より、説明をお願いする。 坂口学校教育課長： (教委議案第43号の説明) 清水教育長： 教委議案第43号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第43号については、可決する。
7 非公開審議	清水教育長： 非公開審議に入る。議案に関係のない職員の退席を求める。
(5) 教委報告第32号「北本市立小・中学校通学区区域審議会委員の委嘱について」	清水教育長： それでは、教委報告第32号「北本市立小・中学校通学区区域審議会委員の委嘱について」、学校教育課より、説明をお願いする。 内田学校教育課副課長： (教委報告第32号の説明) 清水教育長： 教委報告第32号について、質疑はあるか。

(6) 教委議案第44号「北本市いじめ防止対策推進条例の制定について」	金井委員： 西小学校の推薦辞退の理由について伺う。 内田学校教育課副課長： 会長の予定と開催スケジュールとの都合がつかなく、他の方の推薦を執行部に求めたが、他に適任者が見つからなかったため、今回の辞退となるものである。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第32号については、了承とする。 清水教育長： 続いて、教委議案第44号「北本市いじめ防止対策推進条例の制定について」、学校教育課より、説明をお願いします。 坂口学校教育課長： (教委議案第44号の説明) 清水教育長： 教委議案第44号について、質疑はあるか。 大保木委員： 条例案P6の第22条に規定する「調査委員会」の構成員に関し、専門職の範囲を広げた内容となっているが、その狙いについて確認する。 坂口学校教育課長： 重大事態に係る事実関係を調査していく上で、専門的知見をより活用していくことを狙いに、職の範囲を広げたものとなる。 鈴木委員： 条例制定後の学校現場に対する周知に関し、どのように図っていくものか伺う。 坂口学校教育課長： 既に定めている市の「基本方針」と当該条例をセットにした「ダイジェスト版」の形式により、学校・児童生徒・保護者へ通知することで、周知を図る予定である。なお、市の「基本方針」は各学校へ先行配付しており、学校で定める「基本方針」との照合について、依頼している状況となる。 久保田委員： 条例案P3の第6条第3項に規定する、学校の「教育委員会への報告」の責務について、事の大小にかかわらず、すべての事を報告するようになるものか確認する。 原口教育部長： いじめの「定義」として、第2条に定める状況のものに関し、報告するものとなる。これまで、毎月の状況報告を受けており、その中でも重大な案件に関しては、校長を通じての報告となるものだが、当該規定により、これまでの取り扱いが変わるものではない。
-------------------------------------	--

8 閉会の宣言	久保田委員： いじめの防止策として、事が小さな時から対応していくことは大切である。当該条例が公布されたのちには、その定める内容に関し、上手く機能されることを願う。 清水教育長： 文部科学省においても、いじめの認知を正確に行うことの重要性について、各自治体に呼び掛けている。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第44号については、可決する。 清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会7月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和元年 8 月22 日 教 育 長 清水 隆 署名委員 安田 美詠子 書 記 山本 一真